

第4部 方法書についての住民・関係
市町長・知事の意見及びその
意見についての事業者の見解

第1章 住民意見の概要とその意見についての事業者の見解

「管理型最終処分場建設事業」に関し、三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49号）第6条の規定に基づき、環境影響評価方法書を縦覧に供した。

この環境影響評価方法書について、三重県環境影響評価条例第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの、住民より意見書が提出された。提出者数は1名、意見の内容に係る件数は2件であった。提出された住民意見とその意見についての事業者の見解は、表4-1-1(1)、(2)のとおりである。

表4-1-1(1) 方法書についての住民意見とその意見についての事業者の見解

番号	住民意見	事業者の見解
1	<p><意見> 方法書関係地域の範囲の算出があいまいであるため、本方法書の関係地域の範囲の算出にあたっては、環境省の定める「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月4日公布）に基づき適正に算出し、設定すること。なお、これにより行政区域をまたぐ場合は、これに必要な然るべき手続きを経ること。</p> <p><意見の理由> 本方法書における関係地域の範囲として、景観上の環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、旧上野市エリア、水質の影響範囲として予野川を含む排水流入河川、それ以外（大気質、騒音、振動等、生物）の影響範囲は事業実施区域境界から200m程度の設定となっているが、社会通念上から見ても、騒音・振動はこの程度と考えられるが、生物や、特に水質と大気質については、影響範囲がはるかそれ以上になると思われる。実際、本方法書3-6頁に記載の風配図では、冬季（11月～3月頃）においては西向きの風が多く、それ以外の時期（4月～10月頃）では、北北東向きの風が多い。つまり、本事業場の立地地区（予野区：南～東南東）よりも、むしろ西に近接する白檜地区の居住区や奈良県石打地区などの旧月ヶ瀬村の居住区、北北東にある旧上野市街地エリアへの大気の影響割合のほうが多いことが見て取れる。事実、当方は、本事業場が創業される以前から予野地区に住んでいるが、煙突から昇る煙（排出ガス）の多くが、風配図の通り当地区以外に多くなびている日のほうが多い。</p> <p>通常、類似の環境影響評価を見ている、「環境影響の範囲が最も大きいと考えられる要因は、煙突排出ガスによる大気汚染物質の排出」としている場合がほとんどである。</p> <p>しかし、本方法書6-2頁[図6-1-1 方法書関係地域]では、一見すると、旧上野市全域を影響評価しているかのように見えるが、実際は単に景観上の評価しかなされておらず、最も環境影響が大きい大気や水質といった本質的な影響評価は、事業実施区域境界から僅か200m程度の範囲しかなされていない。</p> <p>したがって、これらの環境影響評価は、環境省の定める「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づき、煙突から排出された大気汚染物質（放射性物質含む）の最大着地濃度の距離を推定し、それを基に関係地域を設定する必要がある。また、水質についても同様、当該事業場は淀川水系における飲料水源域であることから、平時の影響範囲のみならず、万が一の事故時における影響範囲も鑑みて、さらに下流域までを影響範囲とする必要がある。無論、これらによって行政区域をまたぐ場合は、然るべき手続きを経る必要がある。</p>	<p>本方法書の関係地域の範囲の算出にあたっては、環境省の定める「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省）等に基づいて選定しております。</p> <p>また、方法書3-6頁に記載の風配図は、冬季においては西の風が多く出現しており、その他の時期では北北東の風が出現しております。ここで記載しております西の風とは、風が吹いてくる方向を表します。西の風の場合は、事業実施区域の東側の田畑や森林が存在する場所が風下となります。また、北北東の風の場合は、事業実施区域の南南西側の予野地区が風下となります。</p> <p>なお、本事業は最終処分場増設計画であり、焼却施設のような大規模煙突を有する施設はございません。</p> <p>万が一の事故時に備え、公共用水域に浸出液等が漏洩した場合は、強力吸引車等により漏洩した浸出液等を回収し、周辺環境への影響を最小限に留めるよう体制を整えております。</p>

表 4-1-1 (2) 方法書についての住民意見とその意見についての事業者の見解

番号	住民意見	事業者の見解																																
2	<p><意見> 人文的見地からの影響評価の意味からも、「伊賀市」や「三重県」といった大きくくりな人口動態のみならず、事業場立地地区（予野区）を主として、隣接地区（白檜区、治田区、大滝区、桂区）や近接地区（古山地区各区、旧上野市各区、名張市北西部各区、奈良県旧月ヶ瀬村各区、奈良県山添村各区）の人口動態調査を詳細に行うこと。また、これらの人口推移調査により、当該事業場の何らかの影響がある可能性が否定できない場合は、その対応策としてこれまでのように地区役員を取り込み、反対意見を封殺したり、地区に法外な金（カネ）を配って住民をコントロールするのではなく、根本的な事業の見直し策（環境に与える影響が大きいとされる水源域から、環境に与える影響が小さいとされる河口域や海上域への事業場移転など）までも含め、清廉潔白な事業運営を行うこと。</p> <p><意見の理由> 「伊賀市」や「三重県」といった広範囲の人口動態調査では、伊賀市民や三重県民ではそもそも当該事業場が自分たちの生活に直接影響があるという認識が無いため、何ら動態調査の本質とはなり得ない。ただし、前述したような詳細な人口動態調査を行う場合は、その結果を裏付けるバックグラウンド値となるため、その調査も必須である。</p> <p>事業場立地地区（予野区）や隣接地区（白檜区、治田区、大滝区、桂区）では、子どもの減少が著しく、一昨年は、140年以上続いた小学校が統廃合によって廃校されるなど、全国規模の少子化以上に地域の空洞化が著しい。地域に住まなくなった親世代はどこに住んでいるかという点、同じ伊賀市内（旧上野市域）のゆめが丘住宅地や、名張市の新興住宅地が多い。したがって、伊賀市や三重県の人口動態を調査・列記したところで、それは何ら意味を成さない。</p> <p>これら、子育て世代の地区外移住は、その理由は様々なものがあると思われるが、大半の者の考えには、「長いモノに巻かれたくはないが、自分の意見を言う勇気も無い」、「みんなの村（地区）なのに、ごく一部の人間によって私物化、コントロールされている」という、地区の清廉潔白ではない行政運営への不満が根底にある。これが地域離れを助長し、結果として農業の担い手不足や、地区の自然環境や文化への無関心といった形で地域環境に悪影響を及ぼす結果となっているからである。</p>	<p>事業実施区域に近い予野地区、白檜地区及び治田地区について人口推移を確認しました。また、全国及び過疎地域についても人口推移を確認しました。人口推移調査結果を下図に示します。</p> <p>図は平成17年を1.00とした各年の増減率です。人口の推移を見ると、予野地区、白檜地区及び治田地区については、全国、三重県及び伊賀市の人口減少率を下回る傾向を示しましたが、過疎地域と比較すると、平成22年は予野地区で概ね同程度、白檜地区及び治田地区では過疎地域の人口減少率を下回る傾向を示しました。平成26年では予野地区、白檜地区及び治田地区ともに過疎地域の人口減少率と概ね同程度の傾向を示しました。</p> <p>平成26年の予野地区、白檜地区及び治田地区の人口減少率は、三重県及び伊賀市を下回るものの、過疎地の人口減少率と同程度であることから、当該地域が特異ではないと判断しました。</p> <div data-bbox="837 851 1476 1265"> <table border="1"> <caption>図-1 人口推移調査結果 (平成17年度を1.00とした割合)</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>平成17年</th> <th>平成22年</th> <th>平成26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県</td> <td>1.00</td> <td>0.98</td> <td>0.92</td> </tr> <tr> <td>伊賀市</td> <td>1.00</td> <td>0.97</td> <td>0.87</td> </tr> <tr> <td>予野地区</td> <td>1.00</td> <td>0.92</td> <td>0.87</td> </tr> <tr> <td>白檜地区</td> <td>1.00</td> <td>0.90</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>治田地区</td> <td>1.00</td> <td>0.89</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>過疎地域</td> <td>1.00</td> <td>0.94</td> <td>0.87</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>1.00</td> <td>0.99</td> <td>0.98</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>注) 平成26年の全国及び過疎地域のデータがないことから、平成27年のデータを用いた。</p> <p>図-1 人口推移調査結果 (平成17年度を1.00とした割合)</p> <p><出所> 平成17年、平成22年及び平成26年刊「三重県統計書」(三重県) 平成17年、平成22年及び平成26年伊賀市人口統計(伊賀市) 平成19年度第1回過疎問題懇談会「過疎地域の現況」(総務省)</p>	地域	平成17年	平成22年	平成26年	三重県	1.00	0.98	0.92	伊賀市	1.00	0.97	0.87	予野地区	1.00	0.92	0.87	白檜地区	1.00	0.90	0.85	治田地区	1.00	0.89	0.85	過疎地域	1.00	0.94	0.87	全国	1.00	0.99	0.98
地域	平成17年	平成22年	平成26年																															
三重県	1.00	0.98	0.92																															
伊賀市	1.00	0.97	0.87																															
予野地区	1.00	0.92	0.87																															
白檜地区	1.00	0.90	0.85																															
治田地区	1.00	0.89	0.85																															
過疎地域	1.00	0.94	0.87																															
全国	1.00	0.99	0.98																															

第2章 関係市町長意見とその意見についての事業者の見解

方法書関係地域（伊賀市のうち旧上野市）を管轄する市町長の三重県環境影響評価条例第9条の規定による方法書についての意見とその意見についての事業者の見解は表4-2-1のとおりである。

表4-2-1 方法書についての伊賀市長意見とその意見についての事業者の見解

番号	伊賀市長意見	事業者の見解
1	環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、選定した項目及び手法の見直しや追加調査、予測及び評価を行うこと。	環境影響評価の項目として以下の項目を追加し調査、予測及び評価を実施致しました。 ・工事の実施に係る温室効果ガス(一酸化二窒素) ・存在及び供用に係る温室効果ガス(一酸化二窒素)
2	移設が必要な河川、ため池等については、十分な現状調査及び担当部署との協議を行い、移設後、従前の機能が損失することがないように努めること。	移設が必要な北山川については、水質、底質及び水生生物の現地調査を実施致しました。また、移設が必要な溜池は、淡水魚類及び底生動物の現地調査を実施致しました。今後、手続きを進める中で、担当部署との協議を行い、移設後の河川及び溜池の機能が損なわれないよう努めます。
3	近年、オオキンケイギク、オオバナミズキンバイ等の特定外来生物が生息地を拡大している事例が増えていますので、現況の生息調査に努めること。	オオキンケイギク、オオバナミズキンバイ等の特定外来生物についても現況把握を行いました。 現地調査で確認した特定外来生物は、以下のとおりです。 ・陸生動物：アライグマの一種、ウシガエル ・陸生植物：アレチウリ、オオカワヂシャ ・水生生物：オオクチバス
4	第7期管理型最終処分場が現在埋立途中であり、環境影響評価事後調査も継続中ですので、その内容も考慮し、今後の調査に努めること。	現在埋立中の第7期管理型最終処分場を含めた事業所全体をバックグラウンドとして把握できるよう現地調査を実施致しました。

第3章 知事意見とその意見についての事業者の見解

三重県知事の三重県環境影響評価条例第10条の規定による方法書についての意見とその意見についての事業者の見解は表4-3-1、表4-3-2のとおりである。

表4-3-1 方法書についての三重県知事の意見とその意見についての事業者の見解（総括的事項）

事 項	三重県知事意見	事業者の見解
総括的事項	1. 本事業は、既存の管理型最終処分場を増設する計画であることから、環境影響評価の実施にあたっては、既存の事業を含め、環境への影響が最大となる時期等、予測が適切であると認められる時期と期間を選定すること。	予測及び評価について、工事中では、環境影響が最大となる時期または期間を設定し、予測致しました。なお、工事は第1期及び第2期工事に分けて実施することから、第2期工事については、第1期供用後の影響も考慮致しました。 施設の供用後は、施設が定常稼働となる時期を設定し、予測致しました。
	2. 準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施すること。	環境影響評価の項目として以下の項目を追加し調査、予測及び評価を実施致しました。 ・工事の実施に係る温室効果ガス(一酸化二窒素) ・存在及び供用に係る温室効果ガス(一酸化二窒素)
	3. 調査、予測及び評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事例等を参考にした上で、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性が伴う場合には、事後調査を計画すること。	調査、予測及び評価については、現地調査、既存文献及び類似事例等を参考に、可能な限り定量的な把握に努めました。 また、予測、評価の不確実性の程度を把握し、必要に応じて事後調査計画に反映させました。
	4. 環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。	環境保全措置については、実行可能な内容となるよう吟味し、可能な限り環境影響の回避・低減を優先的に検討致しました。ただし、環境影響の回避・低減が困難な場合は、必要に応じて代償措置を検討致しました。

表 4-3-2 方法書についての三重県知事の意見とその意見についての事業者の見解（個別的事項）

事項		三重県知事意見	事業者の見解
個別的事項	地下水の水質	観測井戸の位置及び数について、周縁部の地下水の水質への影響が適切に判断できるよう設定すること。	地下水の流れる方向を現地調査で把握した結果、施設供用後の観測井戸については、事業実施区域の上流側で1地点、下流側で1地点を設定致しました。 観測井戸等の地点については、「第9部 第1章 第8節 地下水の水質及び水位 1. 存在及び供用に係る事後調査」に記載致しました。
	地形・地質	大雨や地震等の災害発生時に土砂の流出が想定され、周辺への影響が考えられることから、現況（工事前）、埋立前（工事後）及び埋立完了後の処分場の断面を準備書で示すとともに、設計にあたっては、十分な安全性を確保すること。	準備書において、現況（工事前）、埋立前（工事後）及び埋立完了後の処分場の断面を「第2部 第4章 4. 対象事業の内容に関する事項 4.1 土地利用計画の概要」に記載致しました。 設計については、「改定 宅地等開発事業に関する技術マニュアル 三重県 平成30年度版」に定められた基準安全率を満たす構造としました。 土地造成時の盛土及び切土による土地の安定性については、「第6部 第1章 第9節 2.1.1 工事の実施に伴う土地造成時の盛土及び切土による土地の安定性の変化」に記載致しました。
	景観	名阪国道からの眺望が考えられるため、調査地点を追加すること。	名阪国道は自動車専用道路であり、かつ非常に交通量が多いため、安全が確保できる場所として白樫ICで1地点を選定致しました。
	その他	環境影響評価を行うにあたり、専門家から助言・指導を受ける場合には、専門家の意見について具体的に記載するとともに、当該専門家の専門分野及び聴き取りを行った経過を明らかにすること。	専門家から助言・指導を受けた場合は、経過とともに意見について具体的に記載致します。